昭和四年四月十五日第每週火。金曜日發行(界三種園優物認可(個体質)、当ると

きに登日)

,}

♦ 告示令 気腫そ予防注射の実施 鳥取県立中央病院処務規程の一 一部改正

建設業者の登録まつ消 家畜人工授精師の免許

米飯提供業者の登録

土地改良事業計画の認可土地改良区役員の退任及び就任土地改良区定款変更認可

◇教委規則 鳥取県教育公務員採用志願者名簿設置規土地改良事業計画の縦覧

◇教委告示

との訓令は、

昭和三十二年四月十六日から施行する。

する規則の一部改正 **公安規則** 幹部派出所、巡査駐在所及び巡査派出 の名称、位置 担任区域及び受持区域等に の名称、位置、担任区域及び受持区域等に の名称、位置、担任区域及び受持区域等に の名称、位置、担任区域及び受持区域等に の名称、位置、担任区域及び受持区域等に

人委規の則

関所

鳥取県訓令第五号

◇公告 二級建築士試験の実施県有財産の一般競争入札

令

訓

鳥 取 県 立 中 央 病 院

鳥取県立中央病院処務規程(昭和三十一年五月鳥取県訓

令第六号)の一部を次のように改正する。

昭和三十二年四月十二日

第二条第一項中「内科、 鳥取県知事

遠

」を「第一内科、

第二内科、

茂

」に改める。

示

告

鳥取県告示第百七十二号

	昭和32	2年4	月12日	\$	曜日	ļ	}	取	県	公	報	第2	809号	2
至 / 十一日	至 / 二十七日 自四月二十二日 伯 南 町 同上	実施 期日 実施区域 実施場所	別表	五 注射の方法 気腫そ予防液皮下注射法	四 実施の期日 別表のとおり	以内のものを除く。	牛、但し生後三箇月以内及び分娩前後一箇月	三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲	二 実施の区域 別表のとおり	一 実施の目的 気腫そ予防のため	鳥取県知事 遠 藤 茂	昭和三十二年四月十二日	牛の所有者に対して予防注射をうけること	方去(召印二十六年去津第百六十六号)第六条の規定に次のように気腫そ予防注射を実施するから家畜伝染病予
	鳥取県知事遠藤	昭和三十二年四月十二日	た。	条の規定により次のとおり家畜人工授精師の 免許 をし	家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号)第十六	第百七十三天				, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	六月 二十七	至《二十五日	至 / 十八日 多 里 村 /	

昭和32年4月12日 金曜日 鳥 取 県 公 報 第2809号

鳥取県告示第百七十四号 四二 四一 四〇 二六 五五 四四 1 = 一 一 一 八 七

四〇九 四〇八

四〇七

牛、めん山羊

東伯郡関金町泰久寺一二七番地 大字豊成二、二四四ノ

山口七三九番地

安 小

谷 藤 林

享

東伯郡東伯町上伊勢一一一番地 西伯郡大山町平三三四番地 淀江町八区

山島谷

千津子

大栄町亀谷六四八番地 字上法万一〇四番地

三朝町余戸三三七番地

久原五四九番地

赤碕町大字西宮八〇番地

建設業法(昭和二十四年法律第百号)

第十四条の規定による廃業届があつたので、

同法第十五条第一項の規定により

田山野遠横中熊杉 中根 見藤

利 技 勝 光季栄明己諄

免許番号

業務を行う家畜の種類家畜人工授精師として

住

四〇六

`*i

1

Ç

氏

金 早 虎 一文月太操男

西勝

吉 部

鳥取県西伯郡名和町大字髙田一、二一二番地

大字大塚二四八番地

5	昭和	132年4	1月12	2日	金阳	在日	鳥	取	県	公	華	{	第2	80 9 4	于	
六八七	六 六 八 六	六八四	六八三	六八二	六八一	六八〇	六七九	六七八	六七七	六七六	六七五	六七四	六七三	六七二	六七一	六七〇
柳楽源七	野津ヒラ		斉藤志代子	中村 載子	中尾 ゆき	岩淵 米子	西原 政吉	青滝 静子	小谷あつ子	松原 静栄	小川しか	伊沢 貞子	井田 清子	山形 春枝	鎌田 もと	伊坂 定吉
日の丸食堂	かめや部	& ビ そ ス	宝屋	なか忠	一番食堂	栄鶴	さかえ	白梅	憩旅舘	美松 食堂	かのこ	不老園	真	みなとや	小 松 家	有限会社 東光園
*本町三一	境港市大正町一〇〇	千市灘町三の一一四	· 吉岡温泉町七七二 /	// 川端四丁目九八 九九 //	/ 川外大工町五三 /	* 本町三の四八 **	鳥取市立川町一の二五	米子市道笑町二の一〇二の九	倉吉市大正町	七五五	n 六〇八	西伯郡淀江町淀江六八一	〃 朝日町二五	〃 灘町二の四一	〃 立町四の一七五	米子市皆生一、七五〇 //

	昭	和3	2年4	月12	日	金昭	H	鳥	取	県	公	報	第2	809 {	랑	4
六六九	六六八	六六七	- - - - - - - - - - - - - - - - - - -	六六五	登録番号		昭和三	提供業者の登録をした。	食糧管理法施行規則	鳥取県告示第百七十五号		(は)第二六三号鳥取県知事登録	登録番		昭和二	建設業者登録簿から次のように登録をまつ消した。
井田田	松田	藤田	更田	西尾	氏		十二元	最を	// 規	晋七-		三録号	号		干二	簿か
光子	とみ子	悦子	かつゑ	あい	名		昭和三十二年四月十二日	た。	昭	十 五号		昭三〇	登録		和三十二年四月十二日	り次のよ
井田	吉野	富士屋会	湯の華食洞	į.	名称又は屋号		日日		和二十二年農林省令第百三号)			五八八	登録年月日		日日	うに登録を
商店	屋	食堂	及洞		屋号	鳥			農林省令			谷	名	鳥		でまつ消
						取県			第百三			村	称	取県		した。
岩美	八頭郡	, 11	東伯	八頭		知			号)第			組西		知		
郡福知	都八萬	• .	郡東郷	都智丽	住	事	,		三十五			伯郡太	所	事		
部村細川	八頭村才代二八四		町中興	八頭郡智頭町智頭		遠			五条の四			入山町大	在	遠		
岩美郡福部村細川六六三ノニ	二八四	四一	(寺四〇四	一、六四	所	藤			第三十五条の四の規定にもとづき、			西伯郡大山町大字合在家	地	藤		
				八の三								谷村	申請者氏名			
,,,	,,	, , ,		庄	傠				四月五日			益信	氏名			
,		7		住所に同じ	営業の場所	茂			五日次のとお			昭三二、三、三〇	登録まつ消年月日	茂		
									おり米飯			= = 0	消年月日			

第2809号

ふみ子

徳市 与吉 光子

松江旅館

六八八

遠藤

鳥飼 木谷

> せ 0

ė る

屋

六九七 六九六 六九五 六九四 六九三 六九二 六九一 六九〇 六八九

吉田 伊藤 涌本 田中 船越 能見 田中

正之

よしだや

澄子 勝平 勇吉 絹枝

駅

食堂 やか

さわ

や

よ 前

7.5

泰雄

松屋旅館 山陰ホテル

六九八

小西

Ł

八四八

東伯郡赤碕町赤碕 鍜治町二の二、

倉吉市昭和町 米子市中町四八

> 住所に同じ 米子市東町四

六

鳥取市鹿野町 明治町

吉方三二O

瓦町一三四 江崎町一四

境港市栄町六八

鳥取県告示第百七十七号

昭和32年4月12日

鳥取県告示第百七十六号

更について、昭和三十二年四月八日認可した。

第二項の規定により、東郷湖周辺土地改良区の定款の変 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第三十条

退任および就任した旨届出があつた。 第十項の規定により、土地改良区から次のように役員が 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条

鳥取県知事

茂

昭和三十二年四月十二日 鳥取県知事 茂 昭和三十二年四月十二日

退任した役員の氏名および住所

`'1

東郷湖周辺土地改良区 口

東伯郡羽合町大字上浅津

岡

春

寿 文 市

富 本

重

岡

第289月1595

口土地改良区

東伯郡関金町大字山口

監

蔵 村 村 蒧

延 政

福 美雄

杉 山 重 惣 繁 文 市 寿

東郷湖周辺土地改良区

事

村

平

東伯郡羽合町大字上浅津

富 春 政 明 寿

昭和32年4月12日 金曜日 鳥 取 県 公 報

公 延 び住所 寿

山口土地改良区 した役員の氏名 ぉ 美 夫

"

東伯郡関金町大字山口

昭和三十二年四月十二日 鳥取県知事

業計画について、

散岐村山上土地改良区の新たに行おうとする土地改良事 条第三項において準用する第十条第一項の規定により、

昭和三十二年四月五日認可した。

土地改良法

(昭和二十四年法律第百九十五号)第四十八

鳥取県告示第百七十八号

遠

茂

 \mathcal{K}_{j}

委員会規則第五号)

第2809号

法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十七条第一項 県営で石脇第二地区農地保全事業を行うため、土地改良

の規定により、土地改良事業計画を定めた。

よつて次の

規則をここに公布する。

昭和三十二年四月十二日

鳥取県教育委員会委員長

米

原

穣

鳥取県教育公務員採用志願者名簿設置規則等を廃止する

教育委員会規則

8

鳥取県告示第百七十九号

県営石脇第二地区農地保全事業計**画書**

縦覧に供すべき書類の名称

ように縦覧に供する。

昭和三十二年四月十二日

鳥取県知事

遠

藤

昭和32年4月12日 金曜日

この規則、

公布の日から施行する。 教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第十五号

臨時教育委員会を次のとおり招集する

昭和三十二年四月十二日

鳥取県教育委員会委員長 米

原

穣

日時 昭和三十二年四月十六日 午前十

時

議題 場所 鳥取県教育委員会会議室

事務局人事について

2 その他

9

昭和32年4月12日 鳥 取 県 金曜日 公

縦覧期間

昭和三十二年四月十三日から同年五月二日まで 縦覧の場所

29 東伯郡泊村役場 利害関係人において当該土地改良事業計画に対し異議 異議の申立

茂

鳥取県教育委員会規則第四号

等を廃止する規則 鳥取県教育公務員採用志願者名簿設置規則

次に掲げる規則は、 廃止する。

四年二月鳥取県教育委員会規則第六号) 鳥取県教育公務員採用志願者名簿設置規則 (昭和二十

教育公務員の意に反する不利益処分及び懲戒処分に関

規則第五号) する審査手続規則(昭和二十五年四月鳥取県教育委員会

九月鳥取県教育委員会規則第五号) 鳥取県へき地公立学校指定に関する規則 (昭和三十年

て知事に申し立てること。

があるときは、縦覧期間満了後十日までに書面をもつ

青少年指導員設置規則 (昭和二十八年六月鳥取県教育

公安委員会規則

規則をここに公布する。 坦任区域及び受持区域等に関する規則の一部を改正する 幹部派出所、 巡査駐在所及び巡査派出所の名称、 位置、

昭和三十二年四月十二日

鳥取県公安委員会委員長 安 成 文

鳥取県公安委員会規則第三号

幹部派出所: 巡査駐在所及び巡査派出所の

名称、位置、 担任区域及び受持区域等に関

する規則の一部を改正する規則

担任区域及び受持区域等に関する規則(昭和二十九年七 幹部派出所、巡査駐在所及び巡査派出所の名称、 月鳥取県公安委員会規則第七号)の一部を次のように改 位置、

正する。

別表二

巡査駐在所、

巡査派出所の名称、

位置及び受持区域中

五五五

宇倍野村宮下〃

岩美郡宇倍野村大宇宮下

寺、町屋、美敷寺、三代字倍野村のうち大字庁、奥谷、法花寺、字倍野村のうち大字庁、奥谷、法花寺、

山根、広西、岡益、玉糸谷、清水、髙岡、

									UU	บบ	
11 昭利	132年	4月12日	3 金	曜日 』	事 取	県	公 報	第2	809号		
	_		_		-						
	を		ic,		を		に、		を		
五七		五. 七		四 九		四 九 _		四 七 七		四七	
大山		大山		伯町町		大髙村		伯、仙		県村	
町坊領		大山町坊領		町尾高		村〃		町河岡	-	"	
10000000000000000000000000000000000000		領 //		尚 //				山 <i>"</i> (
									-		
大山		大山		伯仙		大高		伯 仙		県村	
大山町大字坊領		町大字坊領		町大字尾髙		大髙村大字尾髙		伯仙町大字河岡		県村大字河岡	
坊領		坊領		一尾高		上 尾 高		河岡		岡	
								:			
					:						
大 山 及前町		大 山 mm '		伯 仙 大及町		大髙村	Anna de Lacardo (Caracido)	伯仙町のうち大字河岡、		県村.	
び赤豊ら		が、前ののある。 ・前ののある。 ・前ののある。		谷、大山ち		13		下の 5			
の '大 う 飯 字		· 大 数 字		槇町大 原大字				ち大字			
ち戸坊		戸坊 領	Word and a second	字尾 赤髙			dana company	河岡			
字大佐中旗		大佐寺、	Manager Programmer - Springer - S	松、ののの		:		福万、			
原、宮今		宮今		のうち小泉				石			

うち小字一谷-郷、泉、岡成

"、宫今 明内在 間、家

石州府、

								
IC,				The second secon	を		·	
	五八	五七	五六	五.		五 八	五七	五 <u>六</u>
	"	"	"	国府		"	大成	"
	栃本 ″	中河原	谷	国府町宮下〃		栃本	大成村中河原〃	谷
	"	"		——— 岩 美		"	"	"
	大字栃本	大字中河原	大字谷	岩美郡国府町大字宮下		大字栃本	大成村大字中河原	大字谷
	木原、雨滝、石井谷、大石、上木原、拾石、楠城、栃本、下	上荒船足、中河原、殿、山崎、神護、荒船足、中河原、殿、山崎、神護、荒船	西清	国分寺、三		n 商滝、石井谷、大石、上木原 拾石、楠城、 栃 本、下木原	上荒船 上荒船 上荒船 上荒船 上荒船 大成村のうち大字上地、新井、吉野、松	一

第一条中

日

に改める。

この規則は、 則

昭和三十二年一月

第二条第一号中

「野と、

病

を

「ブ

ル

セ

ラ 病**、**

仮性皮

K

同条第二号中

「ブルセラ病、

破傷風、

伝染性

ヅー

マ病

(病源体がトリパノ

ゾー

マ

ブル

セイ

マ

エクイベル

口てい疫」を「口てい疫、

出血性敗血症、

ij ۲

゚゙゙゙゚゚゚゚゚゚゚゚ノ IJ パ

いら適用する。 公布の日から施行し、

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則

る規則をここに公布する。 昭和三十二年四月十二日

鳥取県人事委員会規則第二号 鳥取県人事委員会委員長

部を改正する規則

鳥取県人事委員会規則第五号) る。 の 一 部を次のように改正

「第二十条」 を 「第二十 一条 に改め る。

人事委員会規則

中 本 覚

蔵

事した場合においては、

それらのうち、

最も危険又は

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則 (昭和三十一年

を改正す

敗血症、

牛の放射状菌病」を

「馬伝染性貧血」

に改め

ズムであるものに限る。 ノゾーマ・エバンシイ及びト

し
に
、

同条第三号中

「出血性

0

部

第二条に第二項として次の一頭を加える。 同一人が二以上の伝染病又は家畜伝染病の防疫に従

困難なものの区分による額を支給する。 第十条中「様式第十」を「様式第十一」 に改める。

様式第十の次に次の様式十一を加える。

徭 __ __

蔟 鳥取市災害復興融資損失補償事務従事職 員特殊勤務実績簿 其 用分)

#

ШK

0

X

\$

従事者印

艟

掀

所属部課

名

챛

田 串

松

襲

箈

Æ

徵

<u>mp</u> \mathfrak{A} 30 Ш 2 ---条例第20条第2項第1号 羅 所属長印 直接監 督者印 Ш 1日につき給料月額の1/25の50/100

2

諨

直接監督者とは本庁にあつては係長、解にあつては解の課長又は係長をいう。

所属長とは本庁にあつては課長、瞬にあつては瞬長をいら。

第2号

Ш

60/100

田一田

合計

円 夾絡糖

压

手当の区分とは条例第20条第2項各号の区分をいう。

ω

所属長は、必要に応じこの様式に所要事項を加え又は継書とすることができる。

この規則は、 公布の日から施行し、 昭和三十二年四月一日から適用する。

昭和三十二年四月十二日

鳥取県知事

遠

藤

茂

第

受験資格

当する者

昭和三十二年六月二十二日までに次の各号の一つに該

学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)によ

売却物件

で公告する。 次のとおり県有財産を一般競争入札によつて売却するの 昭和三十二年四月十二日

売却物件の所在場所 鳥取県知事

遠

藤

茂

鳥取市西品治字行徳西前

鳥取県工業試験場繊維化学部機械製紙施設 現場説明

昭和三十二年四月十七日 入札場所、日時、その他

当日の 時間割

午前十時

商工課集合

3 2 1

所

鳥取県商工課 昭和三十二年四月十八日

入札執行年月日

午前十時から午前十時二十分

契約条件その他について説明

) i

告

六 五 入札保証金 札

入札直後実施

午前十時三十分入札開始

入札金額の百分の十を納付するものとする。

七 契約の締結

落札後契約の締結を行う。

その

代理人において入札する場合は委任状を持参する

حہے

印鑑 筆記具を持参すること。

3 入札、 契約条件について不明の点は鳥取県商工課

あて問合すること。

昭和三十二年二級建築士試験公告

定による昭和三十二年二級建築士試験を次の要領により 建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)第十三条の規

実施する。

几

建築に関して七年以上の経験を有する者

第二 別に審査され受験資格を認められることがあります。 ついては二級建築士試験受験資格認定基準(昭和二 建築又は土木に関する講習を聴講した者並びに木材 外国の建築又は土木に関する学校を卒業した者及び 十六年十月鳥取県告示第四百九十五号)によつて個 工芸その他建築及び土木以外の課程を修めた者等に 申込手続

申込期間

六十一号)による専門学校において、正規の建築に による大学又は旧専門学校令(明治三十六年勅令第 る大学、旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)

昭和三十二年四月二十日から同年五月十五日まで。 (郵送の場合はこの期間内の消印のあるものに限り

ます。)

(昭

申込関係用紙の請求先

土木出張所(以下「出張所」という。) 県土木部建築課及び郡家、 倉吉、米子、 根雨の

(郵送で請求する場合は表に(二級建築士試験申

技能を有すると認めた者

知事が前各号に規定する者と同等以上の知識及び

建築に関して三年以上の実務の経験を有する者

(1)申込の方法

正規の建築又は土木に関する課程を修めて卒業

和十八年勅令第三十六号)による中等学校において

学校教育法による髙等学校又は旧中等学校令

建築に関して一年以上の実務の経験を有する者

おいて、正規の土木に関する課程を修めて卒業した 関する課程を修めて卒業した者又はこれらの学校に

受験申込書に次の書類等を添付して県建築課又は

あて先明記の返信封筒を必ず同封して下さい。

 $\overline{}$

第三

試験期日、

場所、携行品及び合格の通知等

申込書類の提出

込用紙請求)と朱書し、

所要の郵便切手をはつた

、県建築課及び土木出張所で受け付けたときは受験

票に受験番号と係員の印を押し申込者に渡

します。

土木出張所に提出して下さい。

第一日

六月二十二日(土曜日)

試験の期日及び時間割

実務経歴書

証明書その他の書類

第二日

六月二十三日

(日曜日)

午後三時四十五分まで

5

建築法規

午後二時三十分まで

建築施行

午前九時から

建築構造

鳥取市立川町五丁目

(2)

詳細については、建築士法(昭和二十五年法律第

建築課へ連絡して下さい。

鳥取県立鳥取工業高等学校

受験票

建築関係法令(解説を付し

たものは除く) ンチ

> 号)を参照の上不明の点は県建築課又は土木出張所 号)同法施行規則(昭和二十五年建設省令第三十八 二百二号)同法施行令(昭和二十五年政令第二百一

X

ル Ξ

のこと)

郵便切手をはつたあて先明記の封筒又は葉書を同封

に問い合わせて下さい。

(通信による場合は所要の

試験の場所

17 昭和32年4月12日 金曜日 鳥 取 県 公 報

発表の期日は昭和三十二年八月中旬の予定です。

注

(1)

申込後住所、勤務先等を変更したときは直ちに県

四

試験に合格した者には、

県建築課において公告し、

合格の通知及び発表

ルの物指

〇センチメー 鉛筆、 消ゴム、二〇セ

小刃、

上草履

本人に通知するとともに、

試験科目のうち三科目又

は四科目に合格点を得たものにはその旨本人に通知

(3)

チメー

申込前六箇月以内に脱帽し正面から上半身を写 した写真で縦五、 (受験票にちよう付すること) ルのもの。 五センチメ 横四セ

受験資格のあることを証明する書類(これらの 又は建築士法第十五条第一号、第二号に掲げる 書類が得られない場合にはこれらに代る書類) 認定資料となるべき書類等 ものと同等以上の知識及び技能を有することの

午後零時十五分まで午前十時四十五分か 午後五時三十分まで 建築計画

6

建築設計製図

備

昭和三十一年二級建築士試験に三科目又は四科目に 合格点を得てその科目の試験の免除を受けたものは、

残りの科目の試験だけを受けて下さい。

本書の特色

最

地方公務員各位の

新 版 定價 治 二八〇円 版 本文インデアン紙

読み易いこと。各条ごとに見出し注記、 項数番号を附した。

ポケツト

〇七四頁

携帯に便宜を図つた。

価格が極めて安い。 類似の自治小六法より四十四安い

毎年改訂版を発行する。

追録の無料サービス。重要法令の改正の場合追録無料進呈。

登載件数が類似の自治小六法より十数件多い。

東京 虎の門

法制係にお寄せ下法制係にお寄せ下

法規出版株式会社

中国営業所 広島市上柳町二三

鳥鳥 市市 取 印

副

所

県

印彩 刷行鳥鳥 所取_者取 県 県 鳥取鳥取 取東東 県町町

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発

行

 \exists

火

金